

山口市生ごみ処理対策推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口市内の一般家庭から排出される生ごみの減量化、焼却の効率化及び堆肥としての資源化を図り、生活環境の保全と公衆衛生の向上に資するため、生ごみ処理容器及び電動生ごみ処理機(以下「処理容器等」という。)を設置する市内に住所を有する者に対し、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 市長は、毎年度、予算の範囲内において、市内に住所を有する者(事業所を除く。)が処理容器等を購入する場合、これに要する当該年度経費の一部について、補助を行うものとする。

2 補助の対象となる処理容器等は、生ごみ処理容器については1世帯2個までとし、電動生ごみ処理機については1世帯1台とする。

3 第5条に規定する補助金の交付を受けた者(同一世帯員を含む。)は、処理容器等を購入した日から起算して5年を経過し、使用に耐えなくなった場合の新たな処理容器等の再購入は、前項の規定に関わらず補助金の交付対象とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、処理容器等の購入価格の2分の1の額(100円未満の端数は切捨て)とする。ただし、生ごみ処理容器については1個につき3,000円を、電動生ごみ処理機については1台につき30,000円を限度とする。

(補助金の交付申請及び請求)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、生ごみ処理対策推進事業補助金交付申請書兼請求書(別記様式第1号)を処理容器等購入後速やかに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の交付申請書兼請求書の提出があったときは、内容を審査し、適切であると認めたときは、生ごみ処理対策推進事業補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知する。

2 第4条の規定による交付申請書兼請求書における請求行為については、山口市長からの交付決定通知がなされた日以降に効力を生じるものとする。

(補助金の返還)

第6条 市長は、補助金を交付した後において、不正な行為によりこれを受けたことが明らかな者に対して、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(協力義務)

第7条 申請者は、この事業の趣旨に基づき、処理容器等を有効に活用し、集積所等への生ごみの搬出を避けるよう協力するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する